

泉ヶ丘中学校と井手小学校、多賀小学校で6月2日（火）、**コロナウイルス感染拡大の影響により延期されていた入学式が行われ、新入生たちが不安と期待を胸に学校生活をスタートさせました。**（P02）



## 目次

非接触赤外線体温計を給付します	P03
井手町中小企業等応援給付金について	P03
ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内	P04
有害鳥獣防護柵の購入費補助について	P06
特別定額給付金の申請はお済みですか？	P07

# 7

令和2年7月  
2020  
No.574

# 広報いで

IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

# いでのまちかど



## 新型コロナウイルスで延期の入学式、実施 泉ヶ丘中学校と井手・多賀両小学校

新型コロナウイルス感  
染拡大の影響による休校  
が6月から解除され、泉ヶ  
丘中学校（石浦喜人校長）  
と井手小学校（中島智幸  
校長）、多賀小学校（中島  
禎宏校長）では、6月2

日（火）、延期されていた  
入学式が行われました。  
今年の新生は、泉ヶ  
丘中学校が51人、井手小  
学校が27人、多賀小学校  
が15人で、不安と期待を  
胸に学校生活をスタート

させました。  
入学式はいずれも窓や  
扉を開け放した体育館で、  
「3密」を避けるため、出  
席者を限定して行われま  
した。

小学校では、それぞれ  
の校長の式辞に続いて、  
児童会の代表児童らが歡  
迎の言葉を述べました。

また泉ヶ丘中学校では、  
石浦校長が式辞で「泉ヶ丘  
の生徒として誇りをもつ  
て過ごしてほしい」と新  
入生たちに呼びかけると、  
新入生代表の丸山時翔君  
が壇上に上がり「悔いの  
ない学校生活を送れたと

いえるよう努力します」  
と宣誓しました。

## 非接触赤外線体温計 福祉施設等へ配布

井手町は6月3日（水）、  
新型コロナウイルスの感  
染拡大防止に役立てても  
らうため、非接触赤外線  
体温計を、町内の福祉関  
係施設や学校、保育園な  
どに配布しました。

非接触赤外線体温計は、  
額などにかざすだけで瞬  
時に体温を測定できます。  
井手町では、町内の事  
業者にも給付する予定で  
す。3ページのお知らせ

をご覧ください。

## 関係機関と 防災パトロール



玉川上流域の斜面を視察する参加者の皆さん

井手町は6月10日（水）、  
本格的な雨のシーズンを控  
えて、関係機関と合同で防  
災パトロールを実施し、豪  
雨などによる災害発生の際  
れがある危険箇所を現状  
や、防災対策の状況などを  
確認しました。

防災パトロールには、汐  
見明男町長、町消防団をは  
じめ、関係機関の担当者が  
参加し、洪川の堤防補修箇  
所や、玉川上流域の府道  
東井手線の急斜面など3カ  
所を視察し、それぞれの対  
応状況などを協議しまし  
た。



緊張した面持ちで式に臨む新入生（泉ヶ丘中）



新入生に歓迎の言葉を述べる児童代表（井手小）



出席者に見送られ教室に向かう新入生（多賀小）



福祉施設等に配布した非接触赤外線体温計（いでりの里）

# 非接触赤外線体温計を給付します

新型コロナウイルスと共存していく時代を迎えるにあたり、事業者が事業を営む上で、事業者や顧客が新型コロナウイルス感染症の感染リスクが回避できるよう、非接触赤外線体温計を給付し、迅速に発熱状態を確認し、安心安全な営業活動ができるよう支援します。



- 対象者** 本町において事業を営む個人事業者、企業、団体のうち、病院、診療所、歯科、接骨院、飲食店、理髪店、美容院、葬儀場、自動車教習所、その他町長が必要と認める事業を生業としている方。  
※対象者への給付は1回とします。
- 申請期間** 令和2年6月9日～令和2年8月31日
- 給付期間** 令和2年6月9日～令和2年9月7日
- 申請給付場所** 保健センター
- 実施方法**
- ① 保健センター窓口で非接触赤外線体温計給付申請書と※添付書類及び誓約書を提出してください。
  - ② 審査後、非接触赤外線体温計給付決定通知書と非接触赤外線体温計給付券を発行します。
  - ③ 給付券と受領書を持参し、給付します。  
※添付書類（営業許可書と確定申告の写しで営業収入がわかるもの等）
- お問い合わせ先** 〒610-0302 井手町大字井手小字橋ノ本13  
井手町立保健センター（Tel 82-3385）

## 井手町中小企業等応援給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年と比べ売上げが減少した法人、個人事業者に対して、応援給付金を支給します。

- 対象者** 京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給を受けていない方で、3月～6月のうちいずれかの月の売上高が、前年同月比で30%以上減少している町内の法人（中小企業等）、個人事業主。ただし、今後も事業を継続する意思がある等の要件があります。
- 給付額** 法人 10万円、個人事業主 5万円 ※1事業主につき1度限りとなります。
- 申請期間** 令和2年7月1日（水）～令和2年9月30日（水）
- 申請方法** 井手町中小企業等応援給付金支給申請書兼請求書に必要事項を記入し、確定申告書等の添付書類と合わせて郵送にて産業環境課へご提出下さい。用紙は井手町のホームページからダウンロードできますが、井手町役場、井手町商工会及びJA京都やましろ 井手町支店にも配架しております。
- 添付書類** 履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）、令和元年分確定申告書控えの写し（法人は法人事業概況説明書含む）、令和元年の記載した月の売上高がわかる書類、令和2年の記載した月の売上高がわかる書類、通帳の写し
- お問い合わせ先・提出先** 〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67  
井手町役場 産業環境課（Tel 82-6168）

# ～ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内～

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

## 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

### ●給付金の対象となる方

・以下、①～③のいずれかに該当する方

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金等）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給額が全額停止される方※2

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当に定める「養育者」の方も対象となります。

※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

### ●給付額

**1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円**

## 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

### ●給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

### ●給付額

**1世帯5万円**

### 給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（基本給付の①に該当する方）

- ・基本給付対象の方は申請不要です。
- ・8月頃（予定）、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ・追加給付は申請が必要です。
- ・定例の現況確認時（8月）などに合わせて、収入が減少している旨の申請を住民福祉課に簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して可能な限り速やかに振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金を希望しない場合は、送付する届出書を返送してください。

※児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

それ以外の方（基本給付の②、③に該当する方）

- ・基本給付・追加給付（1.②に該当する方）ともに申請が必要です。
- ・申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともに住民福祉課に直接、または郵送でご提出ください。
- ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

お問い合わせ先

厚労省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

フリーダイヤル 0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）

井手町役場住民福祉課

Tel 82-6164（受付時間 平日8:30～17:15）

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ●後期高齢者医療被保険者証の更新について

令和2年7月31日で「桃色」の被保険者証は有効期限が切れ、令和2年8月からは「鶯色」の被保険者証に変わります。井手町保健医療課から新たな被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。8月以降に医療機関等で受診される場合は必ず新しい「鶯色」の被保険者証を提示してください。

### ●保険料について

令和2年度の保険料額決定通知書を、被保険者の皆様あてに7月中旬に送付しますのでご確認ください。所得の低い方の軽減措置が変更されています。

### 保険料算出方法

$$\text{保険料 (限度額64万円)} = \text{均等割額 (被保険者一人当たり 53,110円)} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円) \times 9.98\%)}$$

### 保険料の軽減措置

- ◆所得割：特例措置の見直しにより、平成30年度から軽減措置が廃止されています。
- ◆均等割：下表のとおり、世帯（被保険者と世帯主）の所得に応じて軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯
7割軽減	7.75割軽減対象世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない）の世帯の方
7.75割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯の方
5割軽減	【基礎控除額（33万円）+ 28.5万円×被保険者数】
2割軽減	【基礎控除額（33万円）+ 52万円×被保険者数】

※災害及びその他の事情により、保険料の納付が困難な場合に、申請により減額・徴収猶予が受けられる場合があります。

※制度加入の前日まで、会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかかりません。また、均等割額は資格取得後2年間に限り、5割軽減されます（国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません）。

### 保険料の支払い方法

原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は納付書等で納めます。年金から天引きになっている方でも、申請することによって口座振替に変更ができます。

※ 口座振替に変更した場合、確定申告時等の社会保険料控除は口座振替により支払った方（口座名義人）に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在「認定証」をお持ちの方は令和2年7月31日で有効期限が切れますが、引き続き同じ低所得区分（非課税世帯）と確認が取れた方には新しい「認定証」を被保険者証送付の際に同封します。

なお、現在「認定証」をお持ちでない方で非課税世帯に該当される方は申請が必要ですので、保健医療課までお越しください。

申請時に必要なもの・・・後期高齢者医療被保険者証・印鑑



後期高齢者医療制度についての、ご相談・お問い合わせは、保健医療課（TEL 82-6166）まで



# 有害鳥獣に対する防護柵の 購入費を補助します (町独自補助)

イノシシ、シカなどの有害鳥獣による農作物被害に早急に対応するため、農業者の購入する防護柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵など）の資材購入費に対する補助を令和2年度より実施します。

**(1) 補助対象者**  
井手町に農地を所有又は耕作する農業者等

**(2) 対象となる資材**  
防護柵（ワイヤーメッシュ、金網柵、トタンなど）その他附帯資材

電気柵（柵線等設置材及び付帯資材）

※農業者が自らの使用のために設置すること。

※地権者や周囲の耕作者等の理解を受け、耕作及び周辺の環境等へ悪影響を与えない構造であること。

**(3) 補助金額等**  
表①のとおり

**(4) 申請の手続き**  
①申請者から交付申請書、見積書、位置図を添えて町に提出（資材購入前）

※資材を購入する前に交付申請してください。

②町より申請者へ交付決定通知書を送付（交付決定後、

資材を購入する。）  
※交付決定前に購入した資材は補助対象になりません。

③申請者から町へ実績報告書（領収書、写真等を添付）の提出

④町から申請者あて補助金の確定通知を送付、補助金を支払う

※従前から行っている農業者3戸が原則である国庫事業と異なります。

※申請前に購入されたものは、補助金の対象となりません。

表①

対象者	種別	補助率	補助限度額
受益者が2戸以上	新設	1/2	250千円
	修繕・増設	3/10	60千円
受益者が1戸	新設	3/10	250千円
	修繕・増設	2/10	20千円

例 受益者2戸以上、新設 経費10万円の場合  
補助率1/2のため、補助金額は5万円。

せん。  
【問い合わせ先】産業環境課（TEL82・6168）  
※申請書などの様式は町ホームページに掲載しています

## 農業振興事業費

### 補助金について (町独自補助)

農業の担い手である皆さまの経費負担の軽減を図るため、令和2年度より以下のことについて費用の一部を補助します。

### ア 農業用施設（水路等）の保全、改修に対する補助

農業用施設は受益者である農業者の方々により維持管理いただいておりますが、農業者の高齢化等を要因として、維持管理が困難な場合があります。それらの負担は現役で農業をがんばっている担い手の方々に生じることがあり、この負担軽減を図るため、保全・改修に係る費用の一部を補助します。

### (1) 補助対象者

井手町に農地を所有（耕作）している農業者、2名以上で申請（複数の受益者）

(2) 対象となる資材  
保全、改修に要する原材  
料費、機械賃借料

(3) 補助金額等  
上限 5万円

(4) 申請の手続き

①申請者から交付申請書、  
見積書、設置図を添えて町  
に提出(資材購入前)

※資材を購入する前に交付  
申請してください。

②町より申請者へ交付決定  
通知書を送付(交付決定後、  
資材を購入する。)

※交付決定前に購入した資  
材は補助対象になりませ  
ん。

③申請者から町へ実績報告  
書(領収書、写真等を添付)  
を提出

④町から申請者あて補助金  
の確定通知を送付、補助金  
を支払う

**イ スクミリンゴガイ駆除  
の経費に対する補助**

井手町内の農地で発生  
しているスクミリンゴガ  
イ(ジャンボタニシ)によ  
る水稻被害の軽減を図るた  
め、薬剤の施用による防除  
を実施された場合、購入さ  
れた薬剤の費用の一部を補  
助します。

(1) 補助対象者  
井手町に農地を所有又は  
耕作を行う農業者又は生産  
組合等

(2) 対象となる資材

スクミリンゴガイ駆除用  
の農薬(スクノミン、スク  
ミンベイドなど)

※当該年産の防除のために  
購入したものに限りです。

(3) 補助金額等

駆除用の農薬購入費用に  
対して、50%以内の額で補  
助。

(4) 申請の手続き

①申請者から交付申請書兼  
実績報告書(領収書、散布  
したほ場の位置図を添付)、  
補助金請求書を町に提出

②町から申請者あて補助金  
の支給決定を送付、補助金  
を支払う。

(5) その他の被害軽減対  
策

スクミリンゴガイの防除  
には、“これさえやれば大  
丈夫”という絶対的なもの  
はありません。様々な防除  
方法を組み合わせ、継続し  
て取り組むことが重要とさ  
れています。薬剤施用以外  
にも、被害軽減のため、表  
②の対策が挙げられていま

す。  
【問い合わせ先】産業環境  
課(Tel 82・6168) ※申  
請書などの様式は町ホーム  
ページに掲載しています

対策	詳細
機械による防除	ロータリー耕運を行い、貝を粉砕しましょう。殻を砕き、寒気にさらすことで貝は死滅します。田を移動するときは、作業機を清掃し、貝が他の田へ広がらないよう注意しましょう。
人力による防除	1年を通じて、貝、卵塊は見つけ次第捕殺しましょう。卵塊は水中へ払い落とすと死滅します。なお、貝、卵塊は素手で触らないようにしましょう。
用水路の管理など	貝は乾燥すると土にもぐるか、水のある場所に移動します。不要な水の落水、用水路の泥上げ、雑草除去を行きましょう。

# 申請はお済みですか？ 特別定額給付金の受付は、 8月11日(火) までです！

令和2年4月27日時点において、井手町の住民基本台帳に記録されている方全員を対象に、その方が属する世帯主の方に一括給付されます。

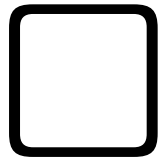
**給付額はお一人  
国から特別定額給付金 10万円  
+ 井手町から生活応援給付金 2万円です**

お問い合わせは、井手町特別定額給付金担当 企画財政課 Tel 82-6162  
地域創生推進室 Tel 82-6170



**【脳トレ ~やってみよう!~】**

「口」という漢字に、二画足してできる漢字を5個以上挙げられますか？



(例) 旧 白 田

などなど

**熱中症について**

熱中症は、軽い症状から生命にかかわる重症なものまで段階的にいくつかの症状がみられます。軽いものでは、立ち上がったときなどに起こる立ちくらみ、呼吸や脈が速くなるなどがあります。また、大量の汗をかいて体内の水分と塩分が不足すると、足や腕などの筋肉に痛みを伴うけいれんが起こることがあります。他にも、だるさ、頭痛、めまい、吐き気などの症状も見られます。

できるだけ早く風通しのよい日陰や冷房が効いている室内等に移動させます。意識があり、吐き気や嘔吐などがなければ水分補給をしましょう。経口補水液やスポーツ飲料などもいいでしょう。

水分が補給できない、症状の改善がみられない、全身のけいれんがあるなど、手当の判断に迷う場合は、直ちに119番通報しましょう。



**ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操**

足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命を伸ばす秘訣です。

1種目10回を目安におこない、慣れてきたら2~3セットを目標にしましょう。

注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこなしましょう。

**足そらし (スピード)**

(手順)

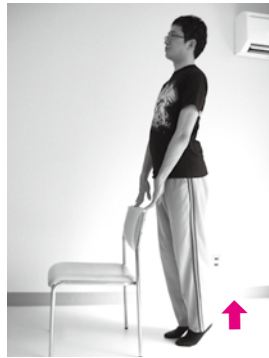
- ①イスや手すりに両手でつかまる
- ②片足を後ろに持ち上げる
- ③できるだけ早くくり返す
- ④30回を目標におこなう



**背伸び (スピード)**

(手順)

- ①イスか手すりにつかまり、かかとを上げてつま先立ちになる
- ②かかとを下ろす
- ③できるだけ早く、くり返す



参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、「認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム」

脳トレ問題の正解：目、甲、四、右、由、古、旦、申、台、石、史、司、句、兄、可、只、号、など



# 井手町木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内



木造住宅の耐震診断を希望される方に対し、耐震診断士を派遣します。

<補助対象> 次の要件すべてに該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- ③自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の評価が9点以下であるもの。

<必要な費用> 3000円（診断一戸あたりの自己負担）

<申込期間> 令和3年1月29日（金）まで

## 木造住宅耐震改修等の補助を行います

### 耐震改修

・耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの。

※耐震診断については、井手町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成18年井手町告示第24号）に基づいた耐震診断士又は建築士によるものに限る。

・費用の4/5（最高100万円）を補助します。

### 簡易耐震改修

・屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。

・費用の4/5（最高40万円）を補助します。

### 耐震シェルター設置

・住宅が倒壊しても居室内の安全性を確保するもの。

・費用の3/4（最高30万円）を補助します。

※補助対象となる耐震シェルターについては、ホームページをご覧ください。

<補助対象> 次の要件にすべて該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- ③町税等の滞納がない者であること。

<申込期限> 令和2年12月25日（金）まで

※受付件数には限りがあります。

お問い合わせは 建設課（Tel 82-6167）まで。

## 国民年金Q&A

Q. 一部免除を受けたとき、残りの保険料を

納付しなかったらどうなりますか

A. 国民年金には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが困難な場合、ご本人から申請していただき、承認されると保険料の納付が免除される制度があります。

この場合、免除される保険料額は、全額、4分の3、半額、4分の1の四種類があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり一部免除後の保険料は、必ず納めなければならないなりません。この一部免除後の保険料の納付をしない場合、一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず一部免除後の保険料を納付してください。保険料を未納のままにしておきますと、障害など不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給ができない場合があります。

一部免除後の保険料など国民年金保険料の納付については、納付期限があります。毎月の保険料は、納付対象月の翌月末日までに納付しなければなりません。納付期限から2年を経過すると時効となり、保険料を納めることができなくなりますので、納付期限に注意していただき、未納期間がないよう納付してください。



# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

7月	と	き	内 容	場所・備考
	7月・8月のイベントはすべて中止です。			
8月	7月・8月のイベントはすべて中止です。			

※コロナウイルス感染拡大防止のため、子育て支援センターの利用は予約制となっています。詳しい利用方法は「子育て支援センターだより」をご覧ください

## ●一時預かり「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】 平日 8:30～16:30

土曜 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（Tel 82-2232）までお問い合わせください

## 親子の広場

### \* たんぽぽ広場

対象：妊婦～就園前の親子

### \* おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

### \* すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

### \* のびのびクラブ

対象：2歳半～就園前まで（申込制）

## 子育てサークル

### \* さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月1回程度

### \* 竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月2回程度

場所：多賀保育園



※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。

## 消防署からお知らせ

暑さにより注意力も散漫になり、警戒心も薄れる時期において、不注意による火気取扱いからの火災の発生を防止するため、8月1日（土）から8月7日（金）までの7日間、『夏の火災防止運動』を実施します。

## 花火遊びは、迷惑にならない場所と時間と後始末

- ・花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所で遊んだりしないようにしましょう。
- ・子供たちだけで花火をしない！させない！
- ・水の用意は忘れずに！
- ・たくさんの花火に、一度に火をつけないようにしましょう。
- ・風が強いときは花火をしない。



お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 Tel 82-3000

人権問題の解決を  
みんなの手で

第17回井手町人権啓発コンクール

## ポスター・標語を募集します

井手町では、人権啓発活動の一環として、第17回井手町人権啓発コンクールを開催し、「人権ポスター」及び「人権標語」を募集します。同和問題をはじめ、女性(ドメスティック・バイオレンス)、子ども(児童虐待)、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人権課題への思いや、命の大切さなどを、ポスターや標語で表現してください。

応募作品は、今後の人権啓発活動で活用します。ご応募お待ちしております。

◆テーマ **人権(命)の大切さを表す内容のもの**

◆応募資格 井手町在住または在勤の方

◆応募方法 【ポスター】一人一点とします。四つ切り画用紙(縦・横自由)で着色画材は自由です。裏面に、名前(ふりがな)、年齢(小中学生の場合は学校名と学年)、住所(町外在住で町内在勤の方は勤務先も)、電話番号を記入してください。

【標語】一人一点とします。名前(ふりがな)、年齢(小中学生の場合は学校名と学年)、住所(町外在住で町内在勤の方は勤務先も)、電話番号を記入してください。

◆提出先 井手町いづみ人権交流センターに直接持参または郵送で提出してください。  
〒610-0302 井手町井手段ノ下37-1 井手町いづみ人権交流センター宛  
※標語はファックス(82-4112)でも受け付けています。

◆締め切り 2020年(令和2年)9月11日(金)

◆その他

- ・応募作品の著作権及び使用権は主催者に帰属するものとします。
- ・応募作品は返却しません。
- ・応募作品についての個人表彰は行いません。
- ・作品に応募していただいた方には、参加賞を贈ります。

◆問合せ先 いづみ人権交流センター(TEL 82-3380)



### 京都府自殺ストップセンター

(電話相談・LINE電話相談)

うつ、多重債務、生活苦などの悩みを、公認心理士や臨床心理士に電話やLINE電話で相談できます。

(1)相談日時 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後8時

(2)TEL 0570・783・797

(3)LINE電話 左記のQRコードから「友だち」登録のうえ、無料通話機能をご利用ください。



### 「にじっこ・城陽」へ

参加しませんか

子どもが聞こえない・・・と不安に思っているパパやママ、聞こえにくい子どももすくすく育つ場「にじっこ・城陽」へ参加しませんか。聞こえにくい友達やママ友・パパ友を作り交流しましょう。

■日時／8月8日(土) 午前11時～午後2時(受付10時半)・9月12日(土) 午前11時～午後2時(受付10時半)

■会場／京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林ノ口11番64)

## サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

## サマージャンボミニ1千万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円  
7月14日(火) 2種類同時発売!

発売期間 7/14(火)～8/14(金)

公益財団法人京都府市町村振興協会

■対象者／聞こえにくい子どもとご家族、子どもの聞こえに不安を感じているご家族、聞こえにくい両親や聞こえる兄弟

■参加費／無料

■申込方法／問い合わせ先までメールまたは電話、FAXでご連絡ください。

■申込先／京都府聴覚言語障害センター(TEL 30・9000 FAX 55・7708 メール nanchoyoji@kyoto-chogen.or.jp)

# おしらせ



## Information

### 「安心・安全なまちを目指して」

7月10日～19日は府民防犯旬間で、高齢者を狙った特殊詐欺の被害、自転車盗や少年犯罪などの犯罪を発生させないためにも、一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪のない明るい地域社会を目指しましょう。

### 「救命講習会開催のお知らせ」

日時／8月2日(日)  
午前9時～正午  
場所／京田辺市消防署井手分署 会議室  
定員／10名程度  
参加費／無料  
受付／7月31日(金)午後5時まで  
\*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

## 健康

### 「成人・高齢者保健事業」

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／8月6日(木)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

対象／65歳以上の方

\*お問い合わせは、社会福祉協議会

(Tel 82・3901) まで

《社協♥生き生き体操教室》

日時／7月22日(水)

場所／玉泉苑

日時／8月5日(水)

場所／賀泉苑

対象／概ね70歳以上の方

\*お問い合わせは、社会福祉協議会

(Tel 82・3901) まで



## 各種相談

### 「こころの相談室(カウンセリング)」

日時／7月17日(金)・8月7日(金)

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター

相談室

\*こころの相談室は予約制です。

\*お問い合わせは、いづみ人権交流

センター (Tel 82・3380) まで

### 「心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談」

日時／7月20日(月)

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／8月3日(月)

午後1時～4時

場所／玉泉苑

\*お問い合わせは、社会福祉協議会

(Tel 82・3901) まで

\*消費生活相談は、電話でも相談を

受け付けております。相談専用番号

(Tel 090・5889・5367)

まで

### 「無料法律相談」

日時／7月27日(月)

午後2時～4時

場所／玉泉苑

\*無料法律相談は予約制です

\*お問い合わせは、社会福祉協議会

(Tel 82・3901) まで

### 「障がい者相談」

日時／7月28日(火)

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

\*障がい者相談は予約制です

\*お問い合わせは、高齢福祉課 (Tel

82・6165) まで



## 福祉医療受給者証等の申請の時期が来ました

- 福祉医療受給者証(老人医療・障害・ひとり親)
- 重度心身障害老人健康管理事業対象者証

上記の受給者証の申請時期が来ましたのでお知らせします。

該当と思われる方につきましては、申請書等を送付しますので、案内に従って申請をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症防止に配慮し、郵送による申請受付も行いますので、ご利用ください。(返信用封筒を同封します)

\*お問い合わせは、保健医療課 (Tel 82-6166) まで

### 受給者証等の申請受付日程

場 所	日 時	地 区
老人福祉センター賀泉苑	7月27日(月) 午前9時～ 午前11時30分	多賀地区
いづみ人権交流センター	7月28日(火) 午前9時～ 午前11時30分	北区 南区
井手町役場西庁舎1階	7月29日(水) 午前9時～ 午後1時	玉水区 水無区 高月区 上井手区 田村新田区 石垣区

# 令和2年10月1日

## 令和2年国勢調査にご協力をお願いします

国勢調査は、日本国内に住むすべての人を対象とした、国のもっとも重要な統計調査です。調査への回答、ご理解をお願いします。

回答いただいた情報は厳重に保護されます。ご回答いただいた内容は統計以外の目的に使用することはありません。

※国勢調査に関するお問い合わせは、企画財政課（82-6162）まで



## 令和2年度自衛官募集案内

### 1 募集種目及び試験期日等

募集職種		受付期間	試験期日	資格
自衛官候補生	男子	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。※	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者）
	女子			
防衛大学校学生	推薦	9月5日(土)～9月11日(金)	9月26日(土)・27日(日)	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専3年次修了（見込含）で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者
	総合選抜		1次：9月26日(土) 2次：10月31日(土)・11月1日(日)	18歳以上21歳未満の者 (自衛官は23歳未満) 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）
	一般	7月1日(水)～10月22日(木)	1次：11月7日(土)・8日(日) 2次：12月8日(火)～12日(土)	
防衛医科大学校 医学科学生	7月1日(水)～10月7日(水)	1次：10月24日(土)・25日(日) 2次：12月9日(水)～11日(金)	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）	
防衛医科大学校 看護学科学生 (自衛官候補看護学生)	7月1日(水)～10月1日(木)	1次：10月17日(土) 2次：11月28日(土)・29日(日)	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）	

(注) ※令和3年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和2年9月16日以降に行います。詳細につきましては、下記に確認してください。

### 2 受付及び問い合わせ先

- (1) 自衛隊京都地方協力本部（京都市中京区西ノ京笠殿町38 TEL 075-803-0820）
- (2) 宇治地域事務所（宇治市広野町西浦71-5 S.C OKUBO 202号室 TEL 44-7139）
- (3) その他 自衛隊各駐屯地・各基地においても案内を行っています。

## じんかん 今村 翔吾

天正5年のある晩、織田信長のもとへ急報が。信長に忠誠を尽くしていたはずの松永久秀が2度目の謀叛を企てたという。だが、意外にも信長は笑みを浮かべ、語り出したのは…。『小説現代』掲載に加筆修正し単行本化。



## 3人子持ちで起業した理系の主婦が名もなき家事をサクッと解決します!

### 香村 薫

だれにも感謝されない「名もなき家事」。トヨタグループ出身の「ほどよい」ミニマリストが、100人のママたちとリストアップした100の家事を順位づけし、しくみ化でラクラク解決に導く。マンガと写真でわかりやすく紹介。



## オニのふろめぐり 岡田 よしたか

赤オニ2人がまちのおふろやさんに行くと、人間たちはこわがって大騒ぎ。面白かった2人は別のおふろやさんにも行くことに。するとそこはワニのおふろやさんで…。子どもも大人もオニも、おふろやさんのルールを守ろうね!



## 赤毛証明 光丘 真理

今日、あたしは、「ふつう」でない印をおされた。生徒手帳の1ページ真ん中に、赤いゴム印で「赤毛証明」と…。「ふつう」ってなに? この髪、どうしてダメですか? 「自分らしく生きる」ために声を上げる少女の物語。



【開館日】 火曜日～日曜日  
※休館日、行事等は状況により変更となる場合があります。  
【開館時間】 午前10時～午後6時

31日  
☆貸し出し冊数および期間  
図書は1人12冊・4週間  
雑誌は1人5冊・4週間  
視聴覚資料は1人3点・4週間  
☆主な新着資料の紹介

「不良」 北野 武  
「生かさず、殺さず」 久坂部 羊  
「家族じまい」 桜木 紫乃  
「縄文」 真梨 幸子  
「おいしくて泣くとき」 森沢 明夫  
「血まみれ鉄拳ハイスクール」 ライアン・ギャティス  
「どこからきたの? おべんとう」 鈴木 まもる  
「こどもたちはまってる」 荒井 良二  
「みずをくむプリンセス」 ピーター・H・レイノルズ  
「戦争にいったうま」 いしい ゆみ  
「保健室経由、かねやま本」 天野 純希

「親子で楽しむ紙しばい」 松素めぐり  
7月・8月の図書館行事  
7月の開催はありません。  
8月8日(土) 午後1時半～。場所は、未定です。  
7月・8月の出張貸出  
☆賀泉苑(毎週水曜日 午前10時～正午)  
7月15・22日  
8月5・12・19・26日  
☆玉泉苑(毎週木曜日 午後2時～午後4時)  
7月16・30日  
8月6・13・20・27日



# ごみ収集日程表(7月11日～8月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(Tel 82 - 6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北水無	北水無区	火・金曜日	7月16日	8月6日	7月30日	7月23日	水曜日	火曜日
玉石高	玉石高区	月・木曜日	7月17日	8月7日	7月31日	7月23日	水曜日	火曜日
上井手多賀	上井手多賀区	火・金曜日	7月23日	8月6日	7月30日	7月16日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

## し尿収集日程

収集日	区域番号	収集区域
7月25日	④	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
7月29日	⑦	西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
7月31日	⑨	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜、阿弥陀寺
7月13日 8月3日	⑪	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内、下赤田、上赤田
7月15日 8月5日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田、柏原
7月17日 8月7日	⑮	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
7月21日	②	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、鳥休、柴木田



※し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

## ごみの分け方・出し方 (ビン)

### ビンの日に出せるもの、出し方

- ビン(洋酒・ジュース・ドリンク・調味料などのあきビン)を出すことができます。
- キャップを必ず外し、簡単な水洗いをした後、中身の見える袋に入れてください。
- キャップはその他ごみに出してください。
- 業者に引き取ってもらえるビンは出さないでください。
- 乳白色のビン、コップ、陶磁器類、ガラス、電球、蛍光灯、体温計等は〈その他ごみの目〉です。割れて危ないものは厳重に包み、《割れ物》と表示してください。



# おめでとうございます

(5月16日から6月15日までの届け出分・敬称略)

出生	住所	赤ちゃん	届出人
	井手	石本 龍雅	雅之
	多賀	洲 鎌 賛寿	加奈子
	井手	河本 榎佐	知樹

## 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
市外局番 0774		市外局番 0774	
総務課	82-6161	保健センター	82-3385
地域創生推進室	82-6170	地域包括支援センター	82-3690
企画財政課	82-6162	泉ヶ丘中学校	82-2070
税務課	82-6163	井手小学校	82-2119
住民福祉課	82-6164	多賀小学校	82-2112
高齢福祉課	82-6165	玉川保育園	82-2153
保健医療課	82-6166	多賀保育園	82-2225
建設課	82-6167	いづみ保育園	82-4160
産業環境課	82-6168	子育て支援センター	82-2232
上下水道課	82-6169	環境衛生センター	82-4651
会計課	82-6171	学校給食センター	82-3617
議会事務局	82-6172	まちづくりセンター榑坂	82-3838
教育委員会(学校教育課)	82-4333	町立デイサービスセンター	99-4318
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	82-5700	老人福祉センター「玉泉苑」	82-3499
		老人福祉センター「賀泉苑」	82-5059
いづみ人権交流センター	82-3380 82-4112	京田辺市消防署 井手分署	82-3000
同和・人権政策課		井手町役場 代表番号	82-2001
いづみ児童館			

## 玉水駅前休憩所 さくら

営業時間 午前9時～午後4時半  
定休日 日曜・祝日

さくら  
(Tel. 0774-82-3174)



### お持ち帰りのお弁当で営業中です！

さくらでは、現在、店内での飲食を中止し、お持ち帰りのお弁当(500円)をご用意しています。ぜひお立ち寄りください。

# まちのカレンダー (7月11日～8月10日)

※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・延期・変更になる恐れがあります。事前にご確認をお願いします。

月日	曜日	行 事
7/11	土	
12	日	
13	月	
14	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
15	水	社協生き生き体操(午後1時半～3時半、玉泉苑・予約制)
16	木	
17	金	こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制)
18	土	
19	日	
20	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～、賀泉苑・予約制)
21	火	
22	水	脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑) 社協生き生き体操(午後1時半～3時半、玉泉苑・予約制)
23	木	海の日
24	金	スポーツの日
25	土	
26	日	
27	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
28	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
29	水	
30	木	
31	金	
8/1	土	無火災デー防火パレード
2	日	
3	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～、玉泉苑・予約制)
4	火	
5	水	脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 社協生き生き体操(午後1時半～3時半、賀泉苑・予約制)
6	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑・予約制)
7	金	こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制)
8	土	
9	日	
10	月	山の日

